

『大阪府ファシリティマネジメント基本方針』

(大阪府公共施設等総合管理計画)

～参考資料編～

令和6年2月

大阪府

目 次

1	用語の定義	1
2	都道府県別 人口1人当たり延床面積	2
3	行財政計画の策定・取組状況	3
4	中長期保全計画（イメージ）	5
5	修繕実施計画（イメージ）	6
6	予防保全等の実施サイクル	7
7	築後50年目の施設の活用方針に関するチェックシート（イメージ）	8
8	総量最適化、有効活用に向けた建物（施設）の点検のフローチャート	9
9	総量最適化・有効活用及び長寿命化のスキーム	10
10	本方針策定までの流れ	11
	・「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月）抜粋	13
	・ファシリティマネジメント推進会議設置要綱	15
	・「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」 （平成26年4月22日付 総財務第74号総務大臣通知）	17
	・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」 （平成26年4月22日付 総財務第75号総務省通知）	18
	・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」 （平成30年2月27日付 総財務第28号総務省通知）	25
	・「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての 留意事項について」（令和3年1月26日付 総財務第6号総務省通知）	33
	・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」 （令和4年4月1日付 総財務第43号総務省通知）	38
	・「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」 （令和5年10月10日付 総財務第152号総務省通知）	48
11	「新・府有建築物耐震化実施方針」（令和3年12月改訂）概要	56
12	中長期的な経費等見込みの概算（推計）（平成31年2月）	57
13	個別施設計画一覧	59
14	地方独立行政法人のファシリティマネジメント基本方針等一覧	60
15	施設保有量の推移	61
16	有形固定資産減価償却率の推移	64

1 用語の定義

建物の保全		「建物の保全」とは、以下の二つの業務に大別できる。 清掃、点検、保安、保守及び運転などの「維持管理」業務 補修、改修等の「修繕」業務
維持管理	清掃	施設の清潔さを保つばかりでなく、各種材料の劣化原因を取り除き、腐食等の進行を遅らせる。
	点検	各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査することで、不良箇所の早期発見をする。
修繕		劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を建設当初の状態あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
	軽微な修繕	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させる。 ○少額な工事で、専門技術者でなくても、簡単に指示及び確認ができるもの
	補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させる。 ○部分的に当初の機能や環境を維持するため必要となった工事や緊急な対応が必要となった工事
	改修	劣化した建物等の性能・機能を現状（初期の水準）を越える状態まで改善する。 ○全体的に機能や環境を初期の水準以上に改善する工事 ○施設の用途変更、法令改正、周辺環境の変化等に伴い必要となった工事
	大規模改修	施設全体を対象に、経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を一度に（大規模）に改修
更新		施設を再建設（建替え）、劣化した部位・部材あるいは機器を新しいものに取り替えることをいう。
予防保全		計画的な修繕を行う行為。 施設の使用中の不具合の発生を未然に防止するため規定の間隔又は基準に従って修繕を実施し、施設の機能劣化又は不具合の発生確立を低減するために行う保全。
事後保全		施設の機能が損なわれてから修繕対応する行為。 施設の不具合発見後、要求機能遂行状態に修復させるために行う保全。
公共施設等		公用又は公共の用に供し、又は供することと決定したもの（行政財産）及び行政財産以外の財産（普通財産）のうち府が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木工作物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包含的な概念である。企業会計に係る施設も含む。
	建物（施設）	いわゆるハコモノ等を指す。学校、住宅、警察施設等の公共用財産に加えて、庁舎などの公用財産も含む。
	都市基盤施設（インフラ）	都市活動を支える道路や橋梁等の土木構造物。

2 都道府県別 人口1人当たり延床面積

都道府県名	公有財産合計		主な公有財産													住民基本台帳人口(人) 【平成24年度末】			
			本庁舎				その他の行政機関				公共用財産								
	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	㎡	
	年現	度在	末高	人口1人当面積	年現	度在	末高	人口1人当面積	年現	度在	末高	人口1人当面積	年現	度在	末高				人口1人当面積
北海道	7,082,349		1.30		119,242	0.02		300,984	0.06	419,254	0.08	2,530,739	0.46	1,885,141	0.34	499,729	0.09	5,465,451	
青森県	2,133,491		1.56		69,090	0.05		110,933	0.08	219,061	0.16	858,660	0.63	400,146	0.29	286,253	0.21	1,372,010	
岩手県	2,556,510		1.95		37,643	0.03		185,580	0.14	404,848	0.31	916,194	0.70	382,913	0.29	457,914	0.35	1,314,180	
宮城県	2,757,143		1.19		128,544	0.06		177,632	0.08	275,302	0.12	1,075,346	0.46	602,463	0.26	385,439	0.17	2,318,692	
秋田県	2,058,422		1.91		104,331	0.10		140,263	0.13	237,037	0.22	694,262	0.65	191,948	0.18	434,105	0.40	1,076,205	
山形県	1,860,752		1.61		38,292	0.03		108,777	0.09	404,567	0.35	685,887	0.59	257,488	0.22	192,360	0.17	1,155,942	
福島県	2,796,321		1.41		78,216	0.04		133,284	0.07	236,891	0.12	1,194,673	0.60	582,398	0.29	268,457	0.14	1,980,259	
茨城県	3,797,052		1.27		81,011	0.03		267,661	0.09	416,122	0.14	1,547,380	0.52	883,769	0.29	427,020	0.14	2,997,072	
栃木県	2,708,424		1.35		135,185	0.07		113,703	0.06	212,947	0.11	1,056,778	0.53	505,287	0.25	456,872	0.23	2,010,934	
群馬県	2,922,454		1.44		141,802	0.07		210,435	0.10	243,267	0.12	1,006,506	0.50	716,266	0.35	470,351	0.23	2,023,382	
埼玉県	7,980,937		1.10		98,832	0.01		389,270	0.05	363,413	0.05	2,200,145	0.30	3,446,519	0.47	1,048,075	0.14	7,272,304	
千葉県	5,555,348		0.89		93,263	0.01		417,972	0.07	704,336	0.11	2,161,425	0.35	1,221,514	0.20	748,840	0.12	6,240,455	
東京都	38,614,451		2.94		389,782	0.03	1,720,405	0.13	1,576,059	0.12	14,041,153	1.07	17,524,576	1.33	1,883,169	0.14	13,142,640		
神奈川県	7,081,784		0.78		76,691	0.01		498,731	0.05	406,956	0.04	2,397,624	0.26	2,688,470	0.30	706,636	0.08	9,083,643	
新潟県	2,753,850		1.17		88,296	0.04		125,406	0.05	256,607	0.11	1,339,858	0.57	430,451	0.18	337,812	0.14	2,361,133	
富山県	1,755,894		1.60		34,178	0.03		101,703	0.09	163,552	0.15	729,992	0.67	179,476	0.16	367,907	0.34	1,094,827	
石川県	2,164,127		1.86		68,384	0.06		93,106	0.08	220,429	0.19	615,111	0.53	368,434	0.32	421,055	0.36	1,163,089	
福井県	1,485,524		1.83		53,984	0.07		106,039	0.13	212,122	0.26	551,909	0.68	149,469	0.18	268,770	0.33	810,552	
山梨県	1,822,483		2.11		40,824	0.05		104,827	0.12	245,346	0.28	561,262	0.65	508,710	0.59	249,603	0.29	863,917	
長野県	3,624,676		1.67		67,282	0.03		142,708	0.07	289,209	0.13	1,124,268	0.52	999,413	0.46	580,795	0.27	2,165,604	
岐阜県	2,455,534		1.17		60,620	0.03		128,156	0.06	188,008	0.09	920,681	0.44	270,690	0.13	621,858	0.30	2,102,879	
静岡県	4,086,022		1.07		91,744	0.02		190,918	0.05	323,182	0.08	1,379,017	0.36	969,297	0.25	640,445	0.17	3,809,470	
愛知県	8,531,661		1.14		64,038	0.01		316,736	0.04	456,182	0.06	2,022,653	0.27	4,119,107	0.55	1,020,660	0.14	7,462,800	
三重県	2,236,741		1.20		62,927	0.03		178,656	0.10	381,569	0.20	928,952	0.50	263,166	0.14	359,068	0.19	1,871,619	
滋賀県	1,886,572		1.33		47,753	0.03		149,908	0.11	344,425	0.24	627,192	0.44	189,415	0.13	476,463	0.34	1,419,426	
京都府	2,767,979		1.07		57,644	0.02		205,800	0.08	190,698	0.07	733,490	0.28	988,182	0.38	325,413	0.13	2,587,129	
大阪府	13,770,096		1.55		248,380	0.03	522,334	0.06	250,261	0.03	2,491,018	0.28	9,140,895	1.03	684,493	0.08	8,873,698		
兵庫県	7,386,994		1.31		103,009	0.02		286,903	0.05	453,404	0.08	2,311,157	0.41	3,215,415	0.57	537,411	0.09	5,660,302	
奈良県	1,800,346		1.28		53,427	0.04		84,241	0.06	313,450	0.22	441,685	0.31	487,125	0.35	311,233	0.22	1,405,453	
和歌山県	1,580,886		1.56		43,115	0.04		103,443	0.10	183,185	0.18	510,002	0.50	334,343	0.33	321,111	0.32	1,016,563	
鳥取県	1,424,979		2.42		48,306	0.08		63,909	0.11	140,497	0.24	432,780	0.74	310,961	0.53	282,512	0.48	588,508	
島根県	1,868,953		2.62		41,489	0.06		90,830	0.13	232,533	0.33	492,154	0.69	366,398	0.51	200,511	0.28	713,134	
岡山県	2,345,823		1.21		59,678	0.03		148,568	0.08	84,400	0.04	979,323	0.50	393,088	0.20	250,900	0.13	1,946,083	
広島県	3,542,962		1.23		79,391	0.03		307,285	0.11	173,452	0.06	1,245,974	0.43	1,045,562	0.36	383,055	0.13	2,873,603	
山口県	2,879,426		1.99		106,284	0.07		219,174	0.15	299,174	0.21	844,691	0.58	920,445	0.64	392,024	0.27	1,447,499	
徳島県	1,584,040		2.02		57,292	0.07		89,367	0.11	185,073	0.24	497,130	0.63	320,765	0.41	262,874	0.33	785,001	
香川県	1,776,895		1.76		98,542	0.10		113,535	0.11	147,662	0.15	475,866	0.47	448,201	0.44	426,470	0.42	1,010,707	
愛媛県	1,744,499		1.21		45,796	0.03		98,476	0.07	246,950	0.17	585,099	0.41	315,620	0.22	268,531	0.19	1,440,117	
高知県	1,641,983		2.17		40,058	0.05		129,478	0.17	245,487	0.32	516,365	0.68	296,850	0.39	261,022	0.35	755,994	
福岡県	5,291,088		1.04		167,642	0.03		282,459	0.06	246,411	0.05	1,820,565	0.36	1,966,540	0.39	531,176	0.10	5,105,427	
佐賀県	1,484,510		1.74		83,909	0.10		46,791	0.05	157,414	0.18	420,793	0.49	417,926	0.49	236,728	0.28	853,341	
長崎県	2,640,034		1.85		33,000	0.02		105,063	0.07	267,381	0.19	804,209	0.56	885,735	0.62	188,778	0.13	1,427,133	
熊本県	2,309,216		1.27		99,805	0.05		127,192	0.07	209,476	0.11	908,995	0.50	534,001	0.29	259,083	0.14	1,825,361	
大分県	2,267,460		1.89		63,638	0.05		83,365	0.07	255,806	0.21	810,240	0.68	581,972	0.49	192,194	0.16	1,199,401	
宮崎県	2,120,991		1.86		45,445	0.04		104,146	0.09	132,765	0.12	618,605	0.54	631,177	0.55	320,089	0.28	1,141,559	
鹿児島県	3,266,963		1.92		99,532	0.06		140,356	0.08	349,833	0.21	1,064,238	0.63	879,988	0.52	332,724	0.20	1,701,387	
沖縄県	3,362,171		2.34		78,255	0.05		116,198	0.08	355,174	0.25	1,070,968	0.74	1,290,714	0.90	332,888	0.23	1,437,994	
都道府県	191,566,816		1.49		4,025,591	0.03	9,882,706	0.08	14,321,177	0.11	63,243,014	0.49	65,508,429	0.51	20,910,876	0.16	128,373,879		

3 行財政計画の策定・取組状況

策定期期	計画等の名称・内容
平成 8 年 1 月	<p>◆大阪府行政改革大綱（H7 から H9）</p> <p>【分権時代の新たな行政システムをめざして】</p> <p>○社会経済情勢が大きく変化する中で、府政運営のあらゆる分野において総点検を行い、行財政運営基盤の再構築を図るため、その考え方を取りまとめたもの。</p>
平成 8 年 8 月	<p>◆財政健全化方策（案）（H9 から H11）</p> <p>○財政健全化への取組み方策を取りまとめたもの。</p>
平成 10 年 9 月	<p>◆財政再建プログラム（案）（H11 から概ね 10 年間）</p> <p>○財政危機を早急に克服するとともに、「明日の大阪づくり」に向けて、新たな時代の要請に柔軟かつ的確に対応できる弾力的で足腰の強い行財政体質を確立する道筋を明らかにするため策定したもの。</p>
平成 13 年 9 月	<p>◆大阪府行財政計画（案）平成 13 年版（H14 から H23）</p> <p>○財政再建プログラム（案）の成果の上に立ち、施策・組織構造、行政運営システム、職員意識など、従来の「右肩上がりの時代」の府政の殻を打ち破り、出資法人改革や負の遺産の整理も含めた、府政の全面的な構造改革に取り組むため策定したもの。</p>
平成 16 年 11 月	<p>◆大阪府行財政計画（案）【改定版】平成 16 年版（H17 から H23）</p> <p>【地域主権の府政へ - 21 世紀の自治体経営モデル - 】</p> <p>○府が直面する課題に対応し、平成 19 年度の財政危機を確実に乗り越えることはもとより、大阪再生を果たすには一層の取組みが必要であるため、平成 13 年 9 月に策定した行財政計画(案) を改定したもの。</p>
平成 18 年 11 月	<p>◆大阪府行財政改革プログラム（案）（H19 から H23）</p> <p>【赤字構造からの脱却、次世代負担の抑制へ】※行財政計画（案）の追加取組</p> <p>○当面の財政危機にとどまることなく、持続可能な行財政構造をできるだけ早期に確立できるよう、計画期間に実現をめざす新たな目標を設定し、さらなる行財政改革を進めるため策定したもの。</p>
平成 20 年 6 月	<p>◆財政再建プログラム（案）（H20 から H22）</p> <p>【「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底】</p> <p>○平成 20 年度から、(1)減債基金からの借入れをしない、(2)借換債の増発をしない、ことを前提に「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないよう、財政構造改革に着手するもの。</p>

平成 22 年 10 月	<p>◆大阪府財政構造改革プラン（案）（H23 から H25）</p> <p>【 財政規律の堅持とあわせ、国の制度を改善し、自律的な財政構造を実現する。】</p> <p>○10 年以上改革を続けても恒常的に財源不足が続くのはなぜなのか。こういう問題意識から、平成 22 年 4 月に公表した「財政構造等に関する調査分析報告書」では、自らの改革の手は緩めないこととあわせ、国の制度にも課題があることを明らかにし、今後、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、歳入歳出や公務員制度など自らの改革に取り組むことはもちろん、地方財政や社会保障などについても国に提言を行い、財政構造改革の実現をめざす。「財政再建プログラム（案）」の後継計画として策定したもの。</p>
平成 26 年 2 月	<p>◆平成 26 年度行財政改革の取組みについて</p> <p>○大阪府財政構造改革プラン（案）の計画期間は平成 25 年度で終了となるが、引き続き厳しい財政状況の中、新たな大都市制度を実現するとの目標等を考慮し、平成 26 年度はプラン（案）の改革の視点を承継した取組みを 1 年間実施。</p>
平成 27 年 2 月	<p>◆行財政改革推進プラン（案）（H27 から H29）</p> <p>○これまでの改革の取組みを継承・発展させつつ、「強い大阪」の実現をめざし、自律的な行財政マネジメントや新たな発想・視点からの行政展開を軸に、今後の府の行財政運営改革の基本方針を示す。あわせて、直面する収支不足への対応をはじめ、健全で規律ある財政運営の実現に向けた方向性を明らかにする。これらにより、新たな時代環境を見据え、広域自治体としての行財政基盤の充実・強化をめざすもの。</p>

修繕実施計画(イメージ)

H29.〇作成

施設名	〇〇〇〇
-----	------

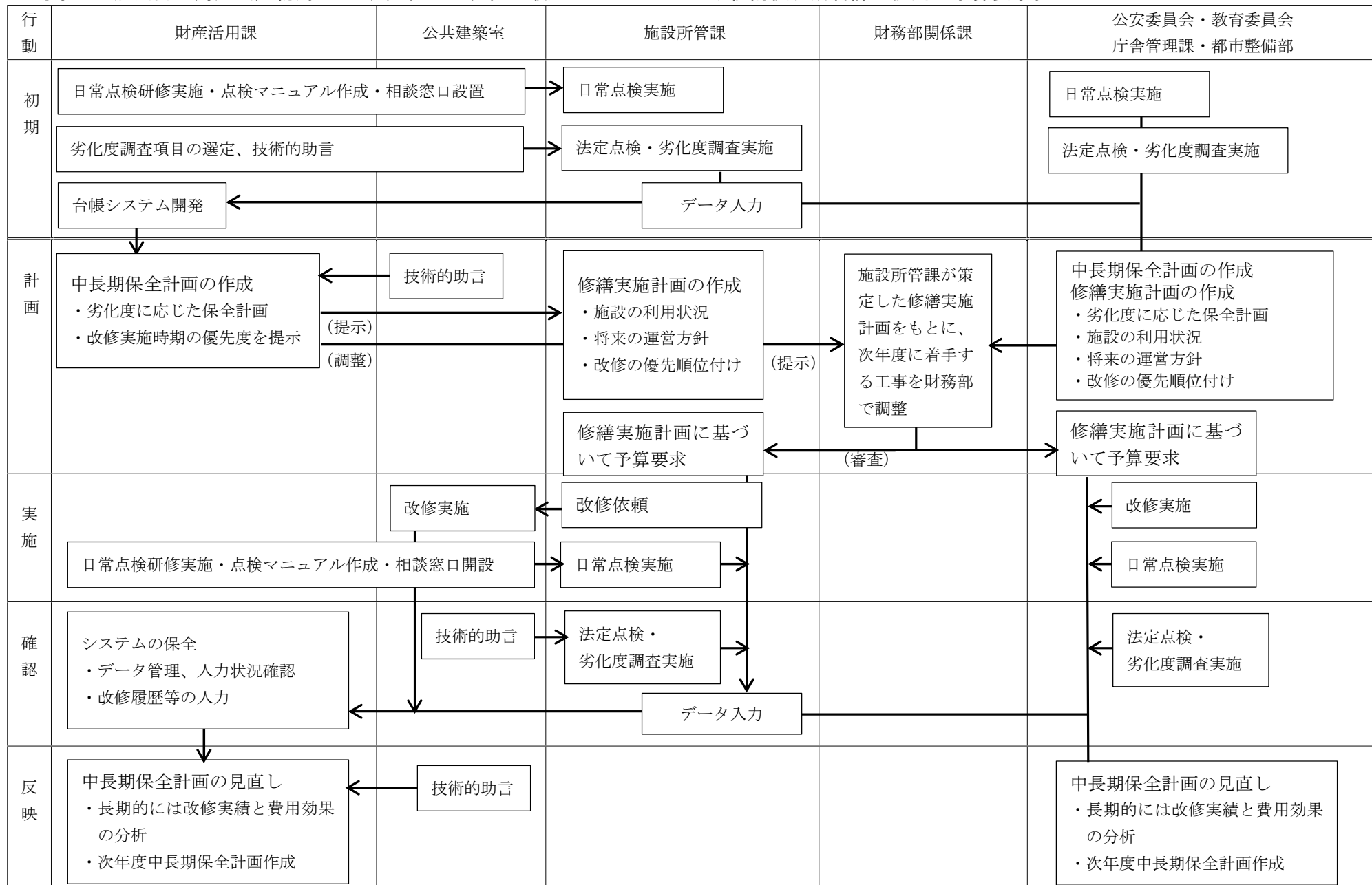
5 修繕実施計画(イメージ)

9

No	工事内訳	改修年度				
		2017	2018	2019	2020	2021
1	【工事名称】 外壁改修工事 【概要】 外壁及び外部建具改修工事一式	実施設計・工事				
		建築	\00000			
		電気				
		機械				
		委託	\00000			
		計	\00000			
2	【工事名称】 電力貯蔵設備改修工事 【概要】 非常照明、操作・制御用蓄電池の更新一式	実施設計・工事				
		建築				
		電気	\00000			
		機械				
		委託	\00000			
		計	\00000			
3	【工事名称】 受変電設備改修工事 【概要】 ・変圧器*4、真空遮断器*2、断路器*2、LBS*1 ・高圧引込みケーブル更新 ・高圧母線更新 ・故障計器の更新	実施設計・工事				
		建築				
		電気	\00000			
		機械				
		委託	\00000			
		計	\00000			
4	【工事名称】 昇降機改修工事 【概要】 ・昇降機の全撤去リニューアル (群管理不要、全撤去リニューアル適応)	実施設計・工事				
		建築				
		電気				
		機械	\00000			
		委託	\00000			
		計	\00000			
5	【工事名称】 空調衛生設備改修工事 【概要】 空調設備、排水設備改修工事	実施設計		工事		
		建築		建築		
		電気		電気		
		機械		機械	\00000	
		委託	\00000	委託	\00000	
		計	\00000	計	\00000	
合計		¥0	\00000	\00000	\00000	\00000

予防保全等の実施サイクル

※対象は一般会計の財産（建物）。また、建替えは、総量最適化のフローにより検討後、所管課が個別に予算要求。



7 築後50年目の施設の活用方針に関するチェックシート(イメージ)

施設名 :	索引番号 :
財産名 :	
施設所管課 :	担当者 : (内線:)

【1】施設の劣化度を調査し、大規模改修により築後70年以上使用可能かを点検		
点検項目	チェック	具体的内容を記載
施設性能	1. 老朽度評価	
	耐震性能の確認状況	○:適合・改修済(平成 年度改修)
		x:不適合
	△:未調査	

【2】施設の必要性から、適正規模を点検				
点検項目	チェック	具体的内容を記載		
有効活用度	1. 有効活用度評価			
	「減損の兆候を判断する指標」	(減損の数値)		
2. 府の施策、個別施設計画、府民の安心・安全面(※①、③については、条例や計画等の該当部分をご提出ください。)				
必要性	① 法令上、都道府県に必置の施設である。	(根拠法令)		
	② 府の施策と密接な関連のある施設である。	(関連する府の事業名) (施設が担う役割)		
	③ 行財政計画、施設類型別計画等の行政計画において府が維持していく方針、必要性が位置づけられている。	(行政計画名) (計画での施設の位置付け)		
	④ 府民の安心・安全のために必要な施設である。	(安心・安全面での府民への関与状況)		
適正規模	3. 人口減少社会、将来ニーズによる施設規模の適切性の検討			
	① 人口減少社会、将来のニーズを踏まえ施設の規模	府内人口 (単位:千人)	現況	20年後(予測)
		利用者 (単位:人)		
		必要延床面積 (単位:m ²)		
② 他施設への移転が可能である。	(施設移転可否の理由)			

【3】【1】、【2】を踏まえた建替えの検討		
点検項目	チェック	具体的内容を記載
建替え	1. 建替えの検討	
	大規模改修より建て替えるほうが妥当である。	(試算内容)
建替え	2. 民間手法(PFI等)導入の検討	
	PFI等の民間手法を活用できる可能性がある。	(試算内容)



検討結果	活用方針	理由・考え方・意見
I 維持	予防保全(大規模改修)を行い、維持	
II 建替え	現状規模で建替え	
II 減築	施設規模を縮小し、減築	
III 転用	施設の役割(機能)を廃止し、新たなニーズに対応するため転用	
III 集約化・貸付	施設の空きスペースに他の施設を集約又は第三者へ貸付	
IV 移転	他の施設の空きスペース等に移転	
IV 売却	施設を廃止し、売却	
継続協議	継続して点検を実施し、点検結果がでるまで事後保全	

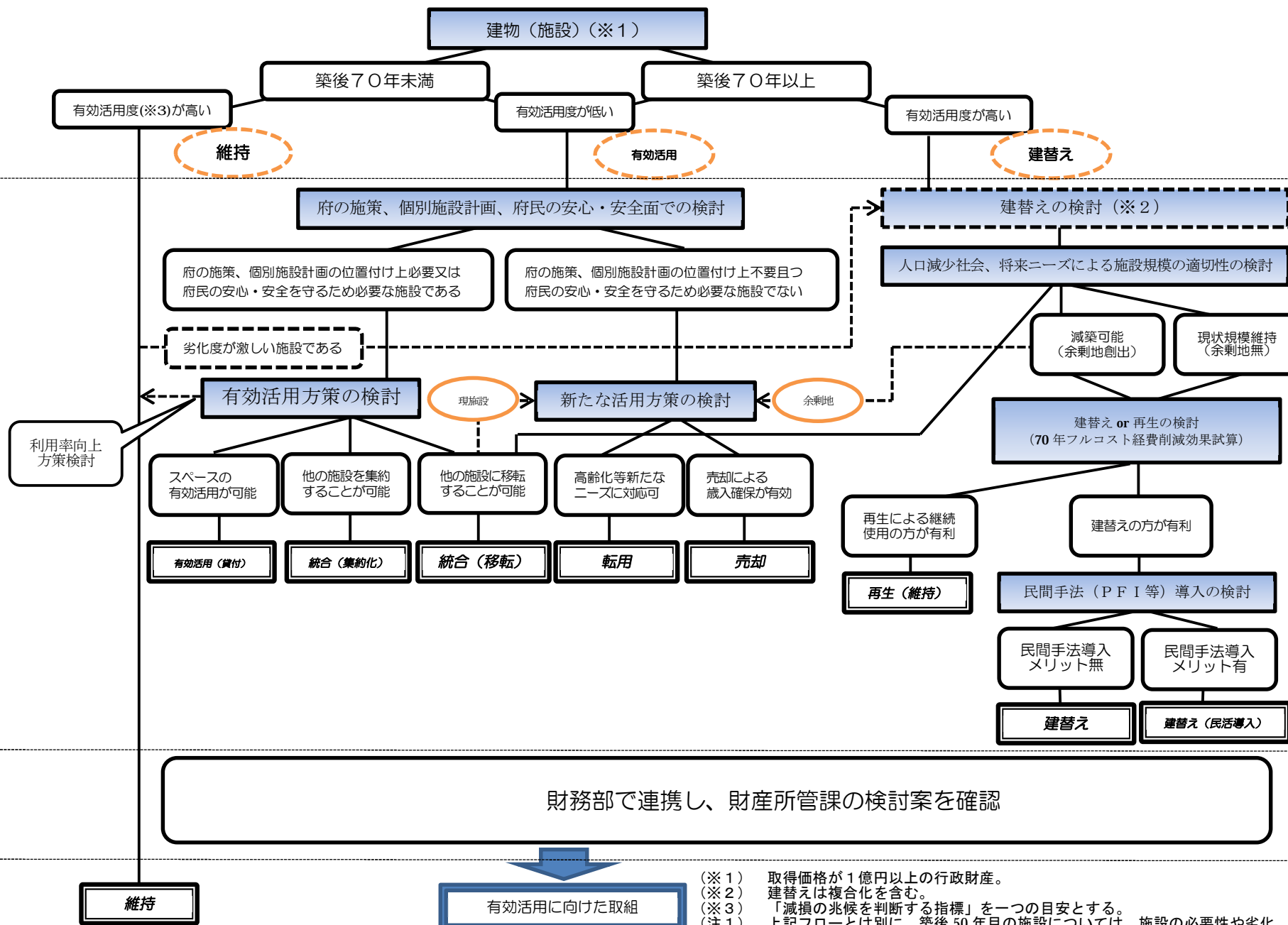
総量最適化、有効活用に向けた建物（施設）の点検のフローチャート

財産活用課
(4月)

財産所管課
(5~6月)
【統合・転用は財産活用課と検討】

財務部
(7月)

財産所管課
(8月)



維持

有効活用に向けた取組

(※1) 取得価格が1億円以上の行政財産。
 (※2) 建替えは複合化を含む。
 (※3) 「減損の兆候を判断する指標」を一つの目安とする。
 (注1) 上記フローとは別に、築後50年目の施設については、施設の必要性や劣化状況に基づいて、将来的な方向性を検討。
 (注2) 築後70年未満の建替えについては基本方針P30「ウ 更新にあたっての検討」で検討。

9 総量最適化・有効活用及び長寿命化のスキーム

項目		n年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総量最適化・有効活用	施設選定・点検内容等協議													
	点検内容等協議													
	FM推進会議開催													
	調査依頼													
	根拠資料調査													
	ヒアリング・協議													
	事前調査													
	現地調査													
	ヒアリング・協議													
	評価指標による「有効活用」の点検													
長寿命化	点検・診断													
	法定・日常点検													
	点検・診断結果システム入力													
	計画策定													
	策定済の中長期保全計画のフォローアップ													
	予算要求													
	改修等実施													
基本設計・実施設計・工事（集約廃止等の場合は撤去）														
改修等履歴システム入力														

財務部評価(活用方針案)を各部へ提示

活用方針とりまとめ・公表

評価指標による「有効活用」の点検

n年度分

予算要求用概算

予算要求

中期保全計画等 策定済分

n年度工事分

10 本方針策定までの流れ

■本府の主な動向

- | | |
|-------------------------------|--|
| 平成 26 年 10 月 30 日 | ・ ファシリティマネジメントの推進に向けた検討を行うため、行政改革課、財政課、財産活用課、公共建築室を中心として庁内関係課で構成するワーキンググループを設置
・ 第 1 回ワーキンググループ会議を開催 |
| 平成 27 年 2 月 | ・ 『行財政改革推進プラン（案）』（平成 27 年 2 月）において、「ストックの活用」として、「公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）の推進」を位置づけ（別添「行財政改革推進プラン（案）」抜粋参照） |
| 平成 27 年 3 月 19 日 | ・ 第 2 回ワーキンググループ会議を開催 |
| 平成 27 年 4 月 | ・ 財務部財産活用課にファシリティマネジメントプロジェクトチームを設置 |
| 平成 27 年 5 月 13 日 | ・ ファシリティマネジメント基本方針の策定に向けた検討を行うため、庁内関係課で構成する「ファシリティマネジメント推進会議」を設置（別添「ファシリティマネジメント推進会議設置要綱」参照）
・ 第 1 回ファシリティマネジメント推進会議を開催 |
| 平成 27 年 7 月 13 日 | ・ 第 2 回ファシリティマネジメント推進会議を開催 |
| 平成 27 年 8 月 31 日 | ・ 大阪府戦略本部会議を開催 |
| 平成 27 年 9 月 1 日
～ 9 月 30 日 | ・ パブリックコメント（府民意見等の募集）を実施 |

■国の主な動向

- 平成 25 年 6 月 14 日
- 『経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～』閣議決定
 - ・「インフラの老朽化が急速に進展する中で、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」と記載
 - 『日本再興戦略－JAPAN is BACK－』閣議決定
 - ・「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」と記載
- 平成 25 年 11 月
- 『インフラ長寿命化基本計画』インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議においてとりまとめ
 - ・地方公共団体において、本基本計画に基づきインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定する旨記載
- 平成 26 年 4 月 22 日
- 『公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について』総務大臣からの要請（別添「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」参照）
 - 『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について』総務省通知（別添「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」参照）
 - ・地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画（インフラ長寿命化計画（行動計画）に該当）の策定要請
- 平成 26 年 6 月 24 日
- 『経済財政運営と改革の基本方針 2014』閣議決定
 - ・「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。」と記載
- 平成 26 年 8 月 29 日
- 『国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について』総務省通知
 - ・地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定にあたり、国と連携した国公有財産の最適利用についても検討を要請

■各都道府県等の動向

各都道府県等の公共施設等総合管理計画策定取組状況については、別添「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（結果の概要）」（総務省調査）のとおり。

(1) 事業重点化（組み換え）の推進

② ストックの活用

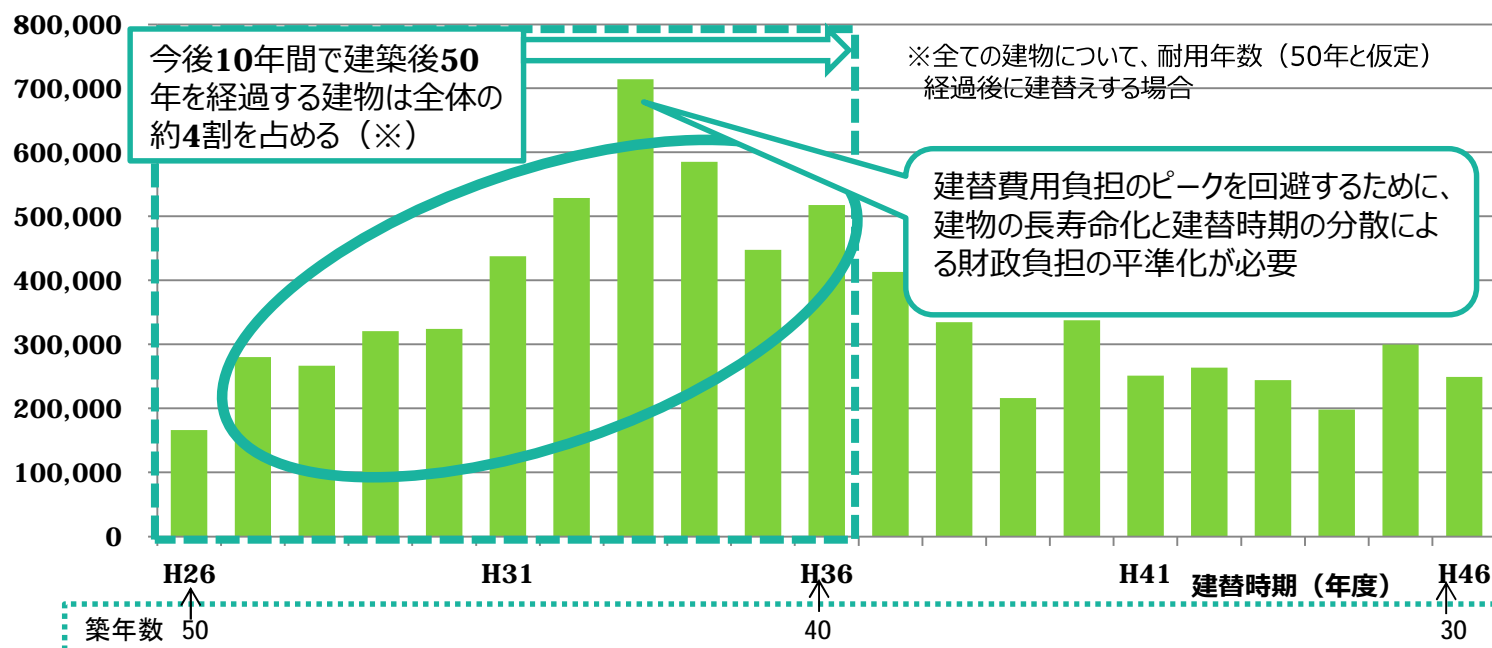
『行財政改革推進プラン(案)』
(H27. 2) 抜粋

■ 公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）の推進

- 府は道路等の都市基盤施設（インフラ）をはじめ、多くの公共施設等を保有しており、高度経済成長期に建設された施設等がこれから一斉に建替時期を迎えます。このうち建物については、今後10年間で、建築後50年を経過するものが全体の約4割を占めることになります。また今後、人口の減少や構造の変化により利用需要が変化することも予想されます。そのため、公共施設等の計画的な修繕・建替えや利用需要に応じた有効活用を図る必要があります。
- 限られた財源の中で、これらの課題に対応するために、先行して取り組んでいるインフラや府営住宅等と併せ、その他の公共施設等についても、行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な経営管理をトータルで行う、いわゆるファシリティマネジメントを推進します。

13

延床面積 (m) 公共施設等（建物）の建替時期別延床面積（平成26年3月末現在）



(1) 事業重点化（組み換え）の推進

② ストックの活用

《ねらい（効果）》

◇ 長寿命化

- 施設等をできる限り長期にわたり安全・安心に利用できるよう、計画的に管理・修繕（予防保全）、長寿命化することによって、施設等の建設や維持管理等に要する総費用（ライフサイクルコスト）の縮減と、施設等の建替時期の分散による毎年度の財政負担を平準化します。

◇ 総量最適化、有効活用

- 公共施設等の劣化や利用状況等を把握しながら、既存施設等の有効活用（組み換え）や総量の最適化を図ることによって、必要とされる規模への適正化・縮小や低未利用財産の有効活用・売却などにより、新たな施策展開につなげます。

14

【具体的取組】

- ・ 財産の基本情報（公有財産台帳）のほか保全情報等のデータ把握・一元的管理
- ・ 『ファシリティマネジメント基本方針』（仮称）の策定
- ・ 基本方針に基づくマネジメントの実施

公共施設等（建物）類型別の延床面積（平成26年3月末現在）

区分		延床面積（㎡）	例 示
公共用財産	公営住宅	9,064,095	
	学校	2,495,157	
	その他	757,948	福祉施設、体育館など
行政機関	警察施設	518,578	
	本庁舎	253,613	
	その他	243,659	保健所、府税事務所など
その他		458,060	ポンプ場など
合 計		13,791,110	

ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府が所有する公共施設等の計画的な修繕・建替えや利用需要に応じた有効活用を図るファシリティマネジメントを推進するため、ファシリティマネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を協議する。

- (1)公共施設等のファシリティマネジメントの基本方針に関すること。
- (2)基本方針に基づいたマネジメントに関すること。

2 前項第1号に基づき、推進会議において、その検討の対象とする施設は、次の各号に該当するものとする。

- (1)大阪府が所有するすべての建物。
- (2)大阪府が所有する道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池等のインフラ資産。
- (3)その他、議長が特に検討の必要があると認めるもの。

(組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に議長をおくこととし、議長は財務部副理事の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職を代理する。
- 5 議長は、必要に応じ、事案に関係のある職員の出席を求めることができる。

(下部組織)

第4条 議長が必要と認めるときは推進会議のもとに連絡員会議を置くことができる。

- 2 議長が必要と認めるときはワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、財務部財産活用課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。
この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

別表

部局	構成員
危機管理監	危機管理室 防災企画課長
政策企画部	政策企画総務課長
総務部	庁舎室 庁舎管理課長
	庁舎室 庁舎整備課長
財務部	財政課長
	行政経営課長
	税務局 税政課長
	財務部副理事（財産活用課）
府民文化部	府民文化総務課長
福祉部	福祉総務課長
健康医療部	健康医療総務課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
	事業管理室 事業企画課長
大阪港湾局	泉州港湾・海岸部 総務運営課長
	泉州港湾・海岸部 事業推進課長
建築部	建築総務課長
	住宅経営室 施設保全課長
	公共建築室 計画課長
教育庁	教育総務企画課長
	施設財務課長
警察本部	施設課長
	交通規制課長

総財務第 74 号
平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

総財務第 75 号
平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

} 殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日

総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）

- (3) 公共施設等の維持管理ⁱⁱ・修繕ⁱⁱⁱ・更新^{iv}等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）^vに係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^{vi}/PFI^{vii}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{viii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{ix}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど)などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）^{*}を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 21 年 7 月 8 日付け総財企第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているので、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的な Q&A も併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあた

っての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

ⁱⁱ維持管理…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

ⁱⁱⁱ修繕…公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。

^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

^v個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）…インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。

^{vi}PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

^{vii}PFI…Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

^{viii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

^{ix}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

^xインフラ長寿命化計画（行動計画）…インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

総財務第 28 号
平成 30 年 2 月 27 日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

殿

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「策定指針」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 75 号自治財政局財務調査課長通知)により通知しているところですが、平成 29 年 9 月末時点で 99.4%の地方公共団体が公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定しています。

今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが重要です。

今般、各地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、策定指針について必要な見直しを行い、別添のとおり改訂いたしました。

各地方公共団体におかれては、本指針及び「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を参考に、総合管理計画を随時見直しながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても、この旨通知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等ⁱ及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みについては、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築

物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに示すことが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記

載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{vii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{viii}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑦統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更

新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか(民間代替可能性)など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態(建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等)や取組状況(点検・診断、維持管理・更新等の履歴等)を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたPDC Aサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDC Aサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

四 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html）に掲載しているもので、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少などの公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）及び「『経営戦略』の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付け総財公第 10 号、総財営第 2 号、総財準第 4 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）により、平成 32 年度までの各公営企業における経営戦略の策定を要請しており、経営戦略の策定及び見直し（ローリング）に当たっては総合管理計画との整合性に留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂にあたっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載しているもので参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的な Q&A も併せて掲載しているもので、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフト等の活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.ht>

ml)において、簡易に更新等費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトなど、更新等の費用の推計に係る情報を掲載しているので、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳については、公共施設等の総合管理に資する観点からも毎年度適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

-
- ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ⁱⁱ維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ⁱⁱⁱ改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ^vPPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ^{vi}PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- ^{vii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- ^{viii}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

総財務第6号
令和3年1月26日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

} 御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての
留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和2年3月31日時点で、全地方公共団体の99.9%にあたる1786団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和2年10月13日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和2年度末には、ほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)等も踏まえつつ、令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日付け総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知(平成30年2月27日付け総財務第28号同課長通知により改訂)。以下「指針」という。)、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」(以下「平成30年2月通知」という。)、同年4月25日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(以下「平成30年4月通知」という。)などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示してきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでも総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成26年度から平成28年度以降、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示してきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しますので、ご留意いただきたい。（カッコ内は指針等における該当箇所）

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間（指針P.2 第一 二（1））
- ・ 施設保有量（指針P.2 第一 一（1））
- ・ 現状や課題に関する基本認識（指針P.2 第一 二（3））
- ・ 過去に行った対策の実績

- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移（指針P. 7 第三 六）

② 維持管理・更新等に係る経費（指針P. 2 第一 一（3）、平成30年4月通知）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
 - ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
 - ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
 - ・ 対策の効果額
- ※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針P. 2～4 第一 二（4））
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針（指針P. 2 第一 二（2）、P. 4 第一 二（5））

2 記載が望ましい事項

① 数値目標（指針P. 4、5 第二 三、平成30年4月通知 第一 二 2）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針P. 4 第一 三）

この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針P. 7 第三 六）

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について

盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

3 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携（指針P.5 第二 六）

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和2年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

第二 その他

総合管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。

一 総合管理計画の見直しに係る財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと。

二 「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設

令和2年12月24日総財公第147号、総財務第124号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について（周知）」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総合管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

三 公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和3年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和4年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。

総財務第 43 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）や「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「令和 3 年 1 月通知」という。）等を踏まえ、各地方公共団体において、令和 3 年度中の見直しを進めていただいたところ
です。

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和 4 年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和 8 年度まで 5 年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和 4 年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日策定（平成 30 年 2 月 27 日改訂））について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

また、今後の総合管理計画の見直しに当たっての留意事項や、総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等については、下記のとおりです。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

令和 3 年度中に、令和 3 年 1 月通知を踏まえた総合管理計画の見直しを完了した地方公共団体については、令和 4 年度以降も、今般の改訂後の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（以下「指針」という。）等を踏まえ、各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和 4 年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和 5 年度末までに見直しを完了させること。見直しの際に盛り込むべき記載事項等については、指針によるほか、令和 3 年 1 月通知と同様の考え方によること。

なお、総合管理計画の見直しの状況等について、今後フォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

第二 総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等について

一 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充

令和 4 年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和 8 年度まで 5 年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加するとともに、脱炭素化事業（事業期間は令和 7 年度まで）を新たに追加することとしたこと。

脱炭素化事業については、総合管理計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）の双方に基づいて行われる事業が対象となること。ただし、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）について、令和 4 年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に代えることができるものとしたこと。

二 総合管理計画の見直しに係る財政措置

市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））に対する特別交付税措置を令和5年度まで延長することとしたこと。

三 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の継続

「令和4年度の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係る派遣申請の照会について（第1次）」（令和4年2月28日付け総財公第30号・総財務第11号・地公機調第149号総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長・地方公共団体金融機構地方支援部長通知）のとおり、公共施設マネジメントの専門知識等を有するアドバイザーの派遣により、総合管理計画の見直し・実行を支援することとしていること。

特に、課題達成支援事業の対象となっている市区町村については、都道府県市区町村担当課からの積極的な働きかけを要請したところであるが、今後、申請状況についてフォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

【問い合わせ先】

・総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、高野主査、神田事務官
TEL：03-5253-5647

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)
(令和 4 年 4 月 1 日改訂)
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30年程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を

区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

計画策定年度、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を

行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理 viiの考え方を取り入れる、トータルコスト viiiの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。

四 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く

公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html）に掲載しているので、参考にされたいこと。

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載しているので参考にされたいこと。

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

- i 公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ii 維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- iii 改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- iv 更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- v PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- vi PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- vii 予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- viii トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

総財務第 152 号
令和 5 年 10 月 10 日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について

公共施設等総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号総務省自治財政局財務調査課長通知）等を踏まえ、各地方公共団体において見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を進めていただいているところです。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、「公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（平成 26 年 4 月 22 日策定（令和 4 年 4 月 1 日改訂））について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、岡主査、倉下事務官
TEL：03-5253-5647

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)
(令和 4 年 4 月 1 日改訂)
(令和 5 年 10 月 10 日改訂)
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30年

程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

計画策定年度、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本

的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{vii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{viii}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的

な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。また、個別施設計画の記載事項と

重複する内容については、当該個別施設計画における該当箇所（記載頁数等）を記載することで足りること。

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

四 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

六 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html)に掲載しているもので、参考にされたいこと。

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>)に掲載しているもので参考にされたいこと。

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効

果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

-
- i公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ii維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- iii改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- iv更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- vPPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- viPFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- vii予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- viiiトータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

1 1 「新・府有建築物耐震化実施方針」(令和3年12月改訂) 概要

「新・府有建築物耐震化実施方針」の中間見直しについて

「新・府有建築物耐震化実施方針(平成28年8月)」の策定後、概ね5年が経過することから、本方針の上位計画となる「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」の改定(令和3年3月)に併せて、これまでの耐震化の事業実績を踏まえ、見直しを行う。

見直しの内容

- 平成32年度末(令和2年度末)の耐震化率の目標(95%)の達成等に伴い、新たな耐震化の目標を設定。
- 大阪北部地震(平成30年6月)を踏まえ、危険と判断したブロック塀の耐震化の取組み目標を新たに設定。
- 既存の超高層建築物等の長周期地震動の検証が完了したことに伴い表現を変更。

新・府有建築物耐震化実施方針の改定【概要】

※ : 見直し等箇所

平成28年度から平成37年度までの10年間

平成28年度から**令和7年度**までの10年間

住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(H28.1、R2.3最終改正)
(大阪府耐震改修促進計画)
耐震化の目標(府民みんなでめざそう値):
<住宅の耐震化率> 平成37年までに95%
<多数の者が利用する建築物の耐震化率>
平成32年までに95%
・大規模建築物 平成37年までにおおむね解消
<広域緊急交通路沿道建築物の耐震化率>
平成37年までにおおむね解消

住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(R3.3)
(大阪府耐震改修促進計画)
耐震化の目標(府民みんなでめざそう値):
<住宅の耐震化率> 令和7年までに95%
<多数の者が利用する建築物の耐震化率>
関係機関の公表結果を把握、発信
・大規模建築物 令和7年までにおおむね解消
<広域緊急交通路沿道建築物の耐震化率>
令和7年までにおおむね解消

新・府有建築物耐震化実施方針(H28.8)
耐震化の目標:
<府有建築物> 平成32年度までに95%以上(R3.3予定:95.7%)
<うち災害時に重要な機能を果たす建築物>
平成30年度までに100%(H31.3:100%)

新・府有建築物耐震化実施方針(R3.3)
耐震化の目標:
<府有建築物> **令和7年度までにおおむね解消**

新しく盛り込んだ内容

《新たな耐震化の推進方針》

耐震化の進め方

- 府営住宅 : 「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(H28年12月)に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。
- その他の一般建築物 : 「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。

《新たな耐震化の取組み》

過去に発生した地震(東日本大震災 H23年3月、熊本地震 H28年4月、**大阪北部地震H30年6月**等)による建築被害を踏まえ、建築物ごとの緊急度及び優先度を考慮しながら、以下の耐震化対策の取組みを推進する。

(1) 業務継続上必要な建築物等の耐震化

- 災害時に重要な機能を果たす建築物のうち庁舎等については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び府有建築物総合耐震設計要領等に準拠し、機能確保のための強化を推進する。
- 旧耐震基準により建設された建築物で、これまで耐震化対策の対象でなかった建築物についても、府民生活を支えるための業務継続等の観点から耐震化を推進する

(2) 2次構造部材等の耐震化

- 特定天井の耐震対策 ⇒ 災害時に重要な機能を果たす建築物などから対策を進める。
- エレベーターの耐震対策及び閉じ込め防止対策
- その他(エスカレーターの脱落防止対策、ガラス・外装材・屋外広告物・ブロック塀等についての脱落防止対策や転倒防止対策等)
⇒ **危険と判断したブロック塀については、R3年度までに安全対策の完了をめざす**

(3) 長周期地震動対策

- 既存の超高層建築物等について長周期地震動の**検証結果を踏まえ**、必要な対策を行う。

12 中長期的な経費等見込みの概算（推計）（平成31年2月）

（単位：億円）

項目	内訳	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	10年平均	20年平均	30年平均	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029				
(イ) 予防保全 1,000㎡以上	事業費	268	268	246	210	270	215	212	224	215	201	233/年	175/年	148/年	
	財源	地方債	97	151	138	80	81	80	80	84	87	78	96/年	65/年	53/年
		一財	171	117	108	129	189	135	132	140	128	124	137/年	110/年	95/年
(ロ) 建替え (築後70年目)	事業費	4	4	8	25	18	18	32	37	21	30	20/年	106/年	252/年	
	財源	国庫・地方債	3	3	6	20	14	15	26	30	17	25	16/年	86/年	207/年
		一財	1	1	2	5	4	3	6	6	4	5	4/年	20/年	45/年
(イ) + (ロ) 計	事業費	272	272	254	234	288	233	244	260	236	232	253/年	281/年	400/年	
	財源	国庫・地方債	100	154	144	101	95	95	106	114	104	103	112/年	151/年	260/年
		一財	172	119	110	134	193	138	139	146	132	129	141/年	130/年	140/年

注：仮設費等(足場杭工事等)は含まない

※ 予防保全の対象：その部位の不具合・故障が建物全体の機能不全や長期使用に影響を及ぼすため、問題が生じる前に計画的に保全し、性能・機能を所定の状態に維持するもの。（例：屋上防水、外壁、受電設備等）

（算出の前提条件）

(イ) 予防保全

- ① 現状の施設規模や地方債制度等が維持・継続されるものとして計上。
- ② 保全対象の各部位について、ファシリティマネジメントの観点から更新周期を設定。
- ③ 予防保全の対象について、劣化度調査により「概ね良好」から「緊急修繕対応もしくは次年度以降の対応必要」まで4段階に分類。
- ④ 分類の結果、緊急性を要するもの等を初年度から2～3年で改修等を実施。以降②の周期に緊急性・優先度を勘案して、経費及び財源を見込む。
- ⑤ 平成30年度調査対象施設については一部、調査途中であることから、平成28・29年度に調査済分の実績から勘案して計上。

(ロ) 建替え

築後70年目に同一規模で建替えるものとして計上。

（参考）

（単位：億円）

項目	内訳	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	10年平均	20年平均	30年平均	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029				
(ハ) 事後保全 1,000㎡以上	事業費	244	244	244	244	244	244	244	244	244	244	244/年	141/年	138/年	
	財源	地方債	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103/年	54/年	49/年
		一財	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141/年	87/年	89/年

※ 事後保全の対象：不具合・故障が生じた後に改修等を行い、性能・機能を所定の状態に戻すもの。（例：内部仕上、照明器具、衛生器具等）

(ハ) 事後保全

本来、不具合・故障が発生した時点で、不具合・故障箇所を限定的に更新するものであるが、不具合等の数量や発生時期の予測が困難なことから、所定の更新時期を目安に全数更新するものとして計上。今後発生傾向がつかめた段階であらためて取り扱いを検討することとし、当面は毎年度の予算編成において対応を検討する。

（単位：億円）

項目	内訳	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	10年平均	20年平均	30年平均	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029				
(ニ) 1,000㎡未満	事業費	62	57	63	48	109	69	43	45	49	45	59/年	43/年	39/年	
	財源	地方債	30	27	25	20	75	33	19	19	21	20	29/年	19/年	17/年
		一財	32	30	38	29	34	36	24	26	27	25	30/年	24/年	22/年

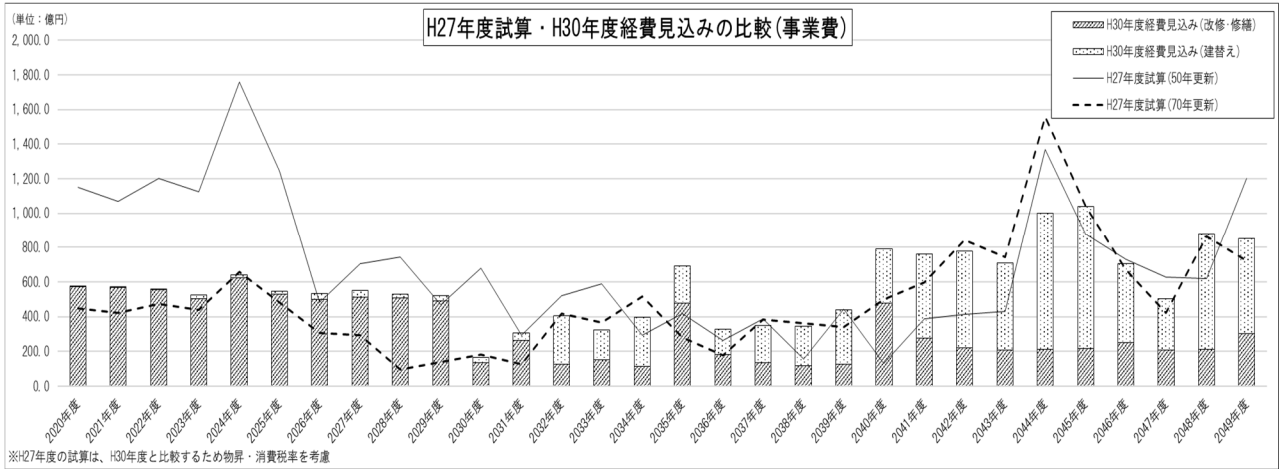
(ニ) 1,000平方メートル未満

現段階では中長期保全計画が未策定であることから、平成27年度に採用した総務省の試算ソフトにより算出。今後、劣化度調査等を行った後(イ)(ハ)に振り分ける。

（経費縮減の取組み等）

- 今後とも少子高齢化の進展や児童生徒数の減少等、人口動態の変化による個々の施設の需要見込みを踏まえ、総量最適化・有効活用の取組みにより施設保有量を縮減し、事業費(維持管理コスト)の抑制や跡地売却等により財源確保を図る。
- 現在実施中の災害復旧工事等においても、除却費に適用できる地方債を有効に活用し、一般財源の負担低減に努める。

平成27年度試算との比較



平成27年度試算と平成30年度経費見込みの比較<各項目で億円未満を四捨五入している。>

〇平成27年度試算(50年更新)

	平成32~41年度 (2020~2029年度)	平成42~51年度 (2030~2039年度)	平成52~61年度 (2040~2049年度)	30年合計
10年平均	約995.2億円/年	約404.4億円/年	約678.3億円/年	約2兆778.3億円
20年平均	約699.8億円/年			
30年平均	約692.6億円/年			

〇平成27年度試算(70年更新)

	平成32~41年度 (2020~2029年度)	平成42~51年度 (2030~2039年度)	平成52~61年度 (2040~2049年度)	30年合計
10年平均	約375.3億円/年	約316.1億円/年	約796.1億円/年	約1兆4,874.3億円
20年平均	約345.7億円/年			
30年平均	約495.8億円/年			

〇平成30年度経費見込み(70年更新)

	平成32~41年度 (2020~2029年度)	平成42~51年度 (2030~2039年度)	平成52~61年度 (2040~2049年度)	30年合計
10年平均	約355.3億円/年	約374.9億円/年	約802.0億円/年	約1兆7,322.3億円
20年平均	約465.1億円/年			
30年平均	約577.4億円/年			

- ◇ 平成30年度の経費見込みは、一定規模以上の建物の劣化度等調査の結果を踏まえ総務省の策定指針に基づき30年間で行っている
- ◇ 平成30年度の経費見込みは、工事内容により生じる経費(足場費用、仮設費用、杭工事など)は含んでいない
- ◇ 平成27年度の試算は、平成30年度の経費見込みと比較するため物昇・消費税率を考慮
- ◇ 上記は、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき取組みが進められる施設を除く一般会計の建物について試算している

平成27年度試算(更新費用試算ソフト等による)での当初10年間にかかる年平均費用は、50年更新(建替え)の場合約995億円/年、同70年更新の場合約375億円/年であったのに対し、今年度(平成30年度)劣化度調査を踏まえて得られた見込額では約555億円/年となり、平成27年度試算の70年更新を上回ったものの、50年更新の約半分、かつ2024年度に予想された事業費のピークを回避できる結果となった。

なお、今回の見込額約555億円/年のうち、計画的な財源確保が求められる「予防保全対象経費」については約233億円/年であり、その財源内訳は、現在の地方債制度が継続されれば、一般財源が約137億円、地方債が約96億円と推計される。

今後、必要額を「財政状況に関する中長期試算(粗い試算)」に計上するとともに、事業費の精査や設計・工事等の執行体制を調整し、2020年度から予防保全型の維持管理に移行する。

1 3 個別施設計画一覧

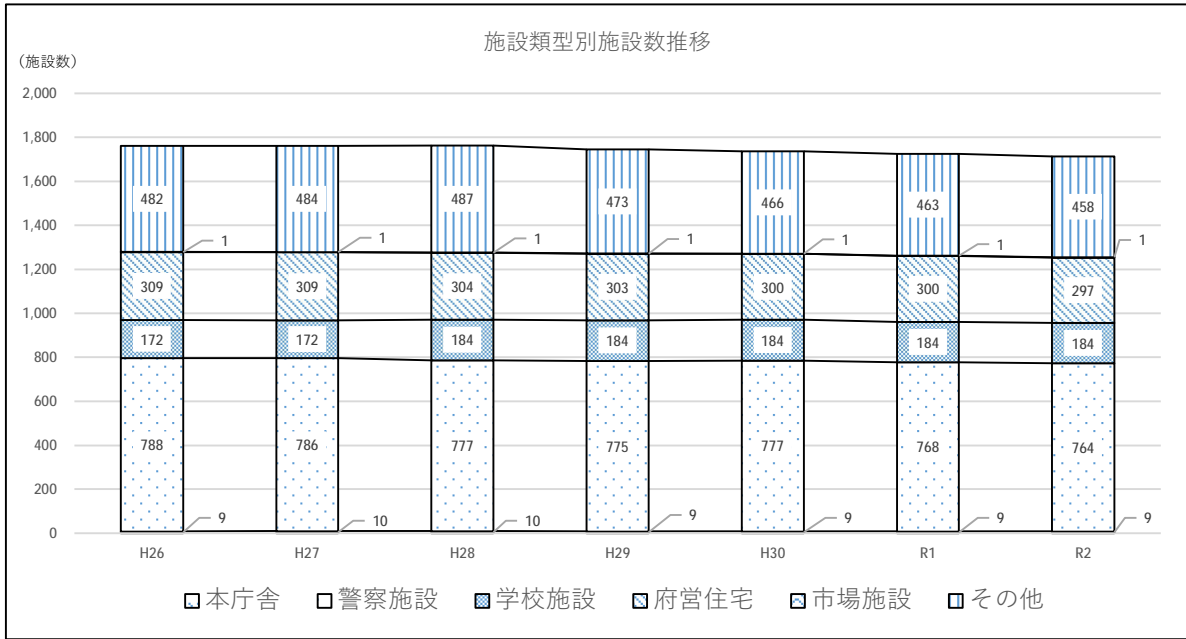
施設類型	個別施設計画
警察施設	大阪府警察施設類型別計画
本部庁舎・警察署	
交番・駐在所	
待機宿舎	
交通安全施設	
本庁舎 その他	大阪府ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画
学校	府立学校施設長寿命化整備方針 府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画
府営住宅	大阪府営住宅ストック総合活用計画
都市基盤施設	大阪府都市基盤施設長寿命化計画
道路施設	道路施設長寿命化計画
河川施設	河川管理施設長寿命化計画 土木構造物編/設備編
公園施設	公園施設長寿命化計画
港湾施設	港湾・海岸施設長寿命化計画 土木構造物編/海岸設備編
下水施設	下水道施設長寿命化計画
環境農林水産施設	大阪府環境農林水産施設長寿命化計画
自然公園施設	
治山施設	
林道施設	
排水処理施設等	
花の文化園	
土地改良施設	
漁港・海岸施設	
市場施設	
農業公園施設	
万博記念公園施設	万博記念公園改修計画

1.4 地方独立行政法人のファシリティマネジメント基本方針等一覧

総合管理計画	個別施設計画
公立大学法人大阪 『ファシリティマネジメント基本方針』（公共施設等総合管理計画）	公立大学法人大阪 ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪府立病院機構 『ファシリティマネジメント基本方針』（公共施設等総合管理計画）	地方独立行政法人大阪府立病院機構 「ファシリティマネジメント基本方針」に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター 『ファシリティマネジメント基本方針』（公共施設等総合管理計画）	地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 『ファシリティマネジメント基本方針』（公共施設等総合管理計画）	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画

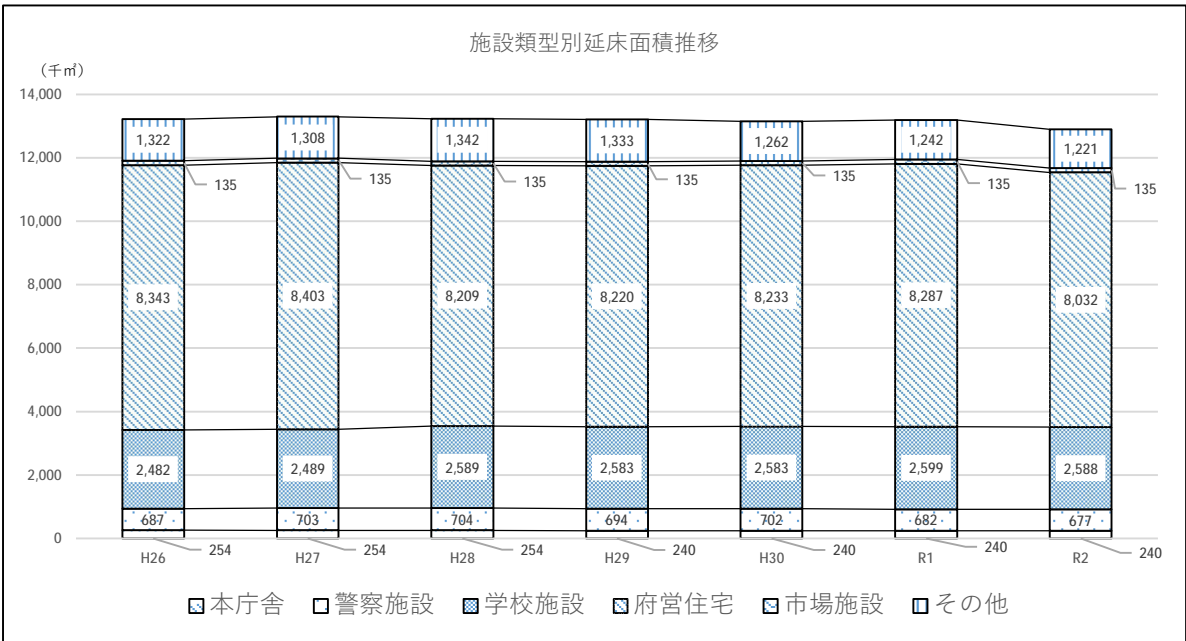
※大阪健康安全基盤研究所（策定中）

1.5 施設保有量の推移



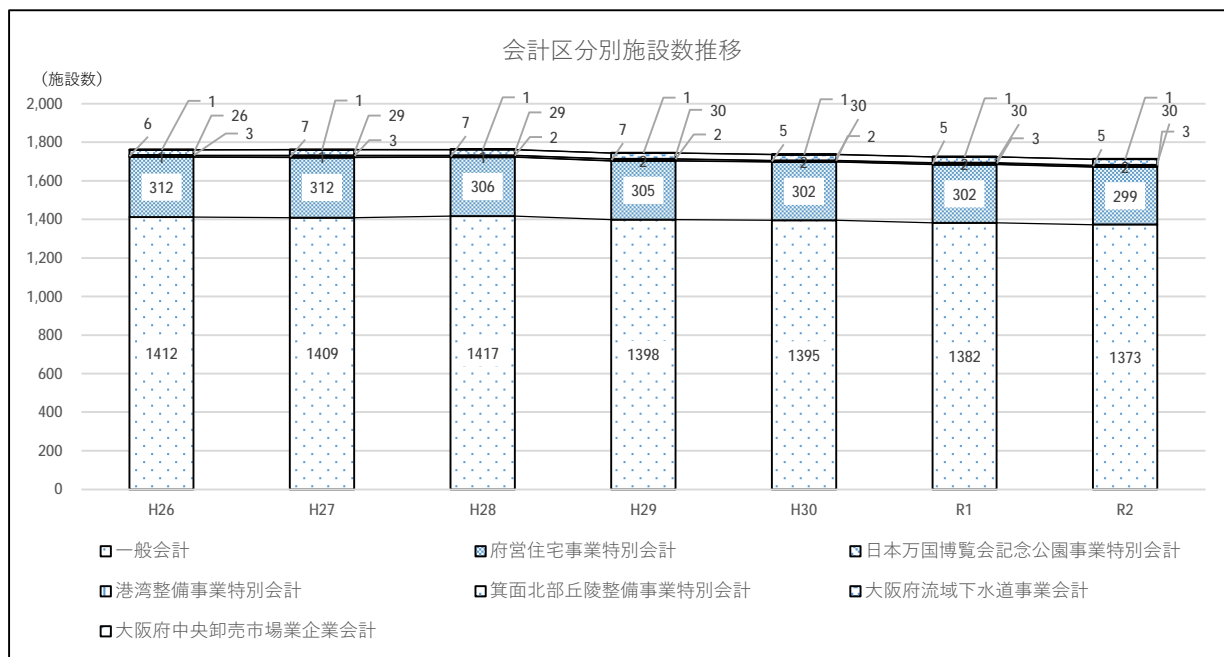
■施設類型別施設数推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
本庁舎	9	10	10	9	9	9	9
警察施設	788	786	777	775	777	768	764
学校施設	172	172	184	184	184	184	184
府営住宅	309	309	304	303	300	300	297
市場施設	1	1	1	1	1	1	1
その他	482	484	487	473	466	463	458
合計	1,761	1,762	1,763	1,745	1,737	1,725	1,713



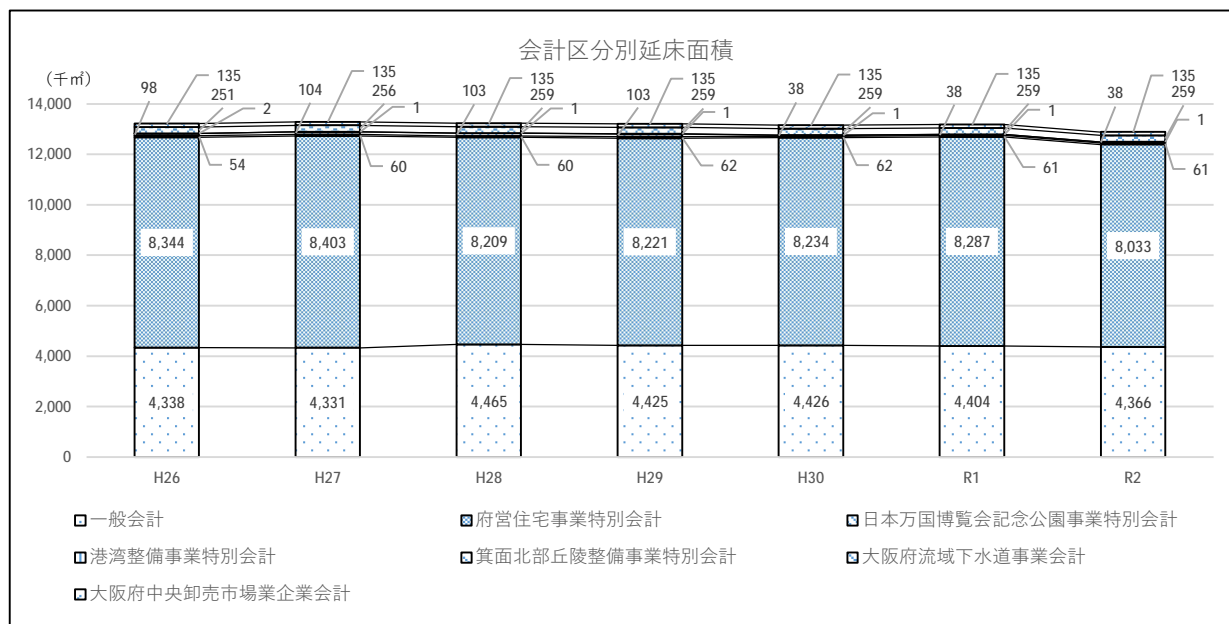
■施設類型別延床面積推移 (千㎡)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
本庁舎	254	254	254	240	240	240	240
警察施設	687	703	704	694	702	682	677
学校施設	2,482	2,489	2,589	2,583	2,583	2,599	2,588
府営住宅	8,343	8,403	8,209	8,220	8,233	8,287	8,032
市場施設	135	135	135	135	135	135	135
その他	1,322	1,308	1,342	1,333	1,262	1,242	1,221
合計	13,223	13,291	13,232	13,206	13,155	13,185	12,893



■会計区別施設数

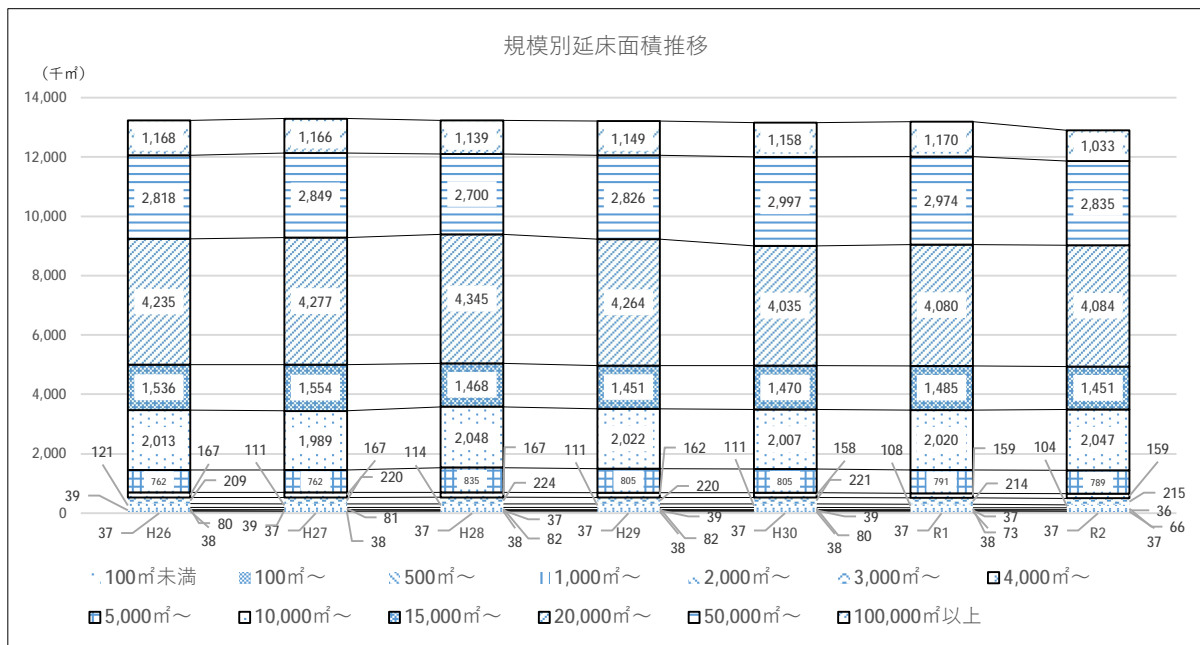
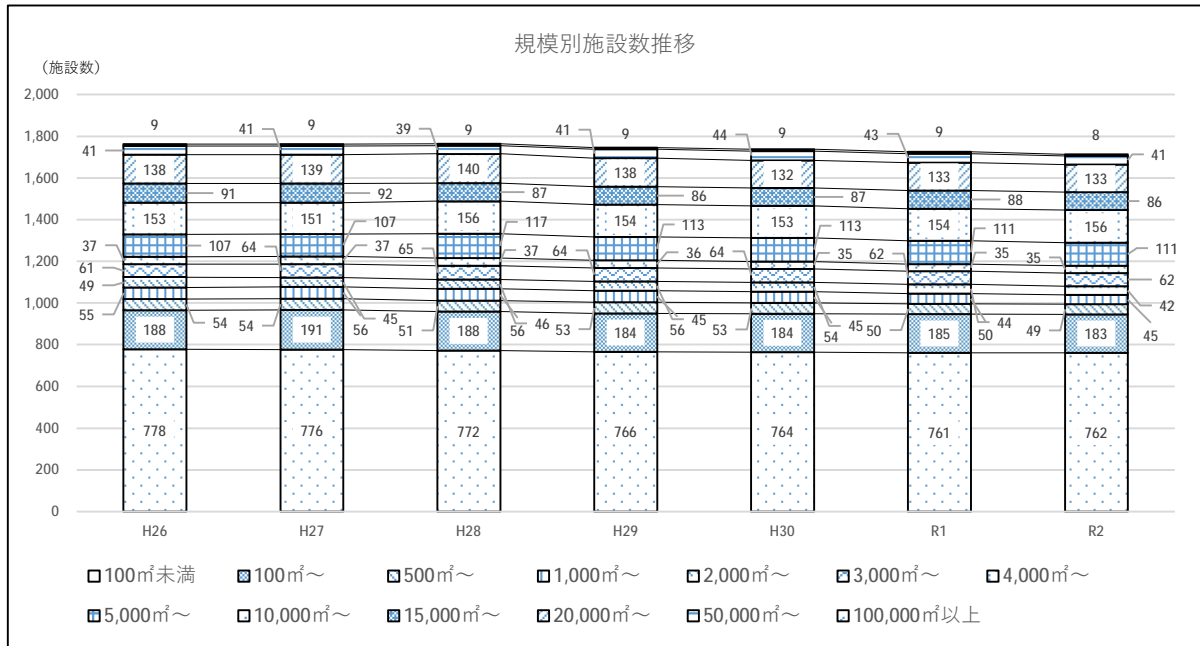
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般会計	1,412	1,409	1,417	1,398	1,395	1,382	1,373
府営住宅事業特別会計	312	312	306	305	302	302	299
日本万国博覧会記念公園事業特別会計	1	1	1	2	2	2	2
港湾整備事業特別会計	6	7	7	7	5	5	5
箕面北部丘陵整備事業特別会計	3	3	2	2	2	3	3
大阪府流域下水道事業会計*	26	29	29	30	30	30	30
大阪府中央卸売市場業企業会計	1	1	1	1	1	1	1
合計	1,761	1,762	1,763	1,745	1,737	1,725	1,713



■会計区別延床面積 (千㎡)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般会計	4,338	4,331	4,465	4,425	4,426	4,404	4,366
府営住宅事業特別会計	8,344	8,403	8,209	8,221	8,234	8,287	8,033
日本万国博覧会記念公園事業特別会計	54	60	60	62	62	61	61
港湾整備事業特別会計	98	104	103	103	38	38	38
箕面北部丘陵整備事業特別会計	2	1	1	1	1	1	1
大阪府流域下水道事業会計*	251	256	259	259	259	259	259
大阪府中央卸売市場業企業会計	135	135	135	135	135	135	135
合計	13,223	13,291	13,232	13,206	13,155	13,185	12,893

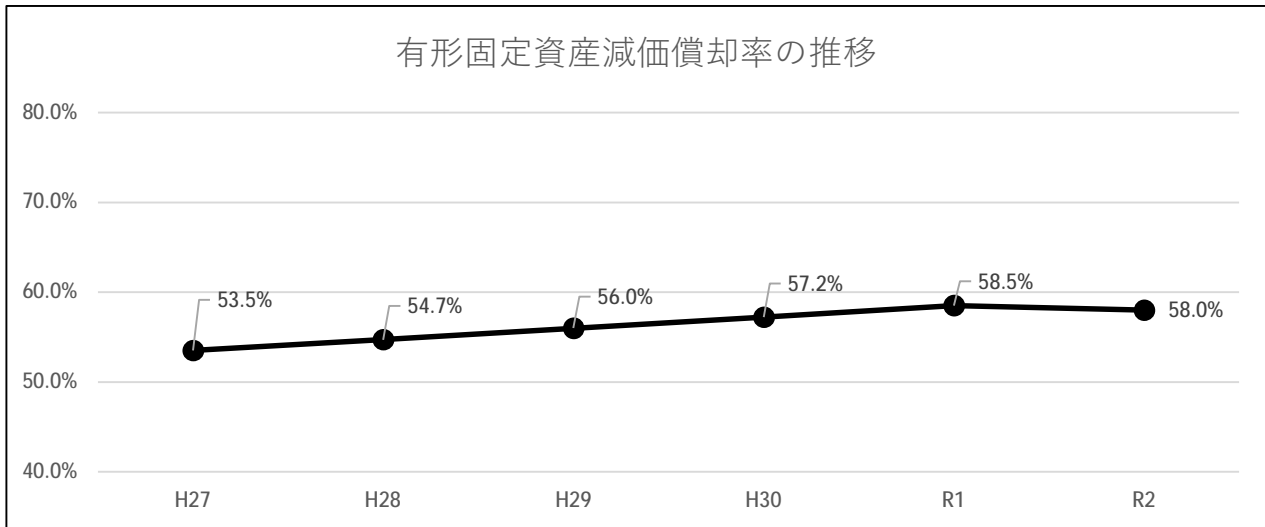
※平成30年度に企業会計へ移行



■規模別施設数及び規模別延床面積推移

施設区分	施設数							延床面積 (千㎡)						
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
100㎡未満	778	776	772	766	764	761	762	37	37	37	37	37	37	37
100㎡～	188	191	188	184	184	185	183	38	38	38	38	38	38	37
500㎡～	54	54	51	53	53	50	49	39	39	37	39	39	37	36
1,000㎡～	55	56	56	56	54	50	45	80	81	82	82	80	73	66
2,000㎡～	49	45	46	45	45	44	42	121	111	114	111	111	108	104
3,000㎡～	61	64	65	64	64	62	62	209	220	224	220	221	214	215
4,000㎡～	37	37	37	36	35	35	35	167	167	167	162	158	159	159
5,000㎡～	107	107	117	113	113	111	111	762	762	835	805	805	791	789
10,000㎡～	153	151	156	154	153	154	156	2,013	1,989	2,048	2,022	2,007	2,020	2,047
15,000㎡～	91	92	87	86	87	88	86	1,536	1,554	1,468	1,451	1,470	1,485	1,451
20,000㎡～	138	139	140	138	132	133	133	4,235	4,277	4,345	4,264	4,035	4,080	4,084
50,000㎡～	41	41	39	41	44	43	41	2,818	2,849	2,700	2,826	2,997	2,974	2,835
100,000㎡以上	9	9	9	9	9	9	8	1,168	1,166	1,139	1,149	1,158	1,170	1,033
合計	1,761	1,762	1,763	1,745	1,737	1,725	1,713	13,223	13,291	13,232	13,206	13,155	13,185	12,893

1 6 有形固定資産減価償却率の推移



■有形固定資産減価償却率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有形固定資産減価償却率	53.5%	54.7%	56.0%	57.2%	58.5%	58.0%